

第2回初任者向け業務講習会 (指定検査場所向け)

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries



令和7年7月23日
農林水産省 動物検疫所
検疫部 畜産物検疫課
川崎出張所
羽田空港支所 東京出張所

本日の内容

- ・海外における疾病の発生状況について
- ・指定検査場所実務における留意事項

本日の内容

- ・海外における疾病の発生状況について
- ・指定検査場所実務における留意事項

動物検疫業務に係る主な法律

法律	目的	主な検疫対象物	検疫対象疾病
家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号)	家畜の伝染性疾病(寄生虫を含む)の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、畜産の振興を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・偶蹄類の動物 ・馬 ・家きんとその卵 ・うさぎ、蜜蜂 ・犬 ・これらの骨、肉、皮、毛等 ・ソーセージ、ハム、ベーコン ・穀物のわら及び飼料用の乾草 	監視伝染病に限定 家畜伝染病(28種) 届出伝染病(71種)
狂犬病予防法 (昭和25年法律第247号)	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る <small>R7.3.25 京浜港、千葉港 動物検疫所業務講習会</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・犬 ・猫 ・あらいぐま ・きつね ・スカンク 	狂犬病 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;"> 1958年以降 我が国での発生なし </div>
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図る	<ul style="list-style-type: none"> ・サル 	エボラ出血熱 マールブルグ病
水産資源保護法 (昭和26年法律第313号)	水産資源の保護培養を図り、且つ、その効果を将来にわたって維持することにより、漁業の発展に寄与する 	<ul style="list-style-type: none"> ・魚類(さけ科魚類、こい、ふな属魚類(きんぎょ等)、こくれん、はくれん等) ・甲殻類(くるまえび科えび類、さくらえび科あきあみ属えび類、てながえび科えび類) ・貝類等(とこぶし、えぞあわび、まがき属かき類、ほたてがい、まぼや 等) 	24疾病 コイ春ウイルス血症 コイヘルペスウイルス病 ウイルス性出血性敗血症 イエローヘッド病 等

H15のコイヘルペスウイルス病の発生を機に対策強化、H19から動物検疫所に対応

(注) プレーリードック、ハクビシン、イタチアナグマ、タヌキ、コウモリ、ヤワゲネズミ等については、感染症法により輸入禁止

主な家畜の伝染性疾病

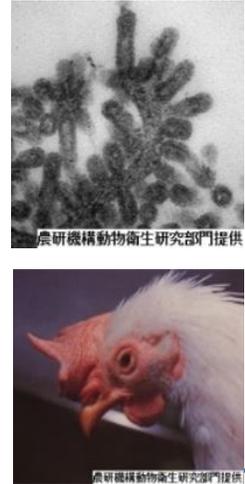
口蹄疫

- ・ウイルスが原因で、偶蹄類の動物（牛、豚、羊など）がかかる伝染病。
- ・発熱、流涎（よだれ）、口の中や蹄に水疱（水ぶくれ）などの症状がみられる。
- ・伝染性が非常に強く、防疫において最も重要な疾病。



鳥インフルエンザ

- ・A型インフルエンザウイルスによる鳥の伝染病。
- ・家きん(鶏など)が高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染すると、その多くが死亡。
- ・渡り鳥による伝搬で発生する例もあり。



アフリカ豚熱(ASF)

- ・アフリカ豚熱ウイルスが豚やいのししに感染する伝染病。
- ・発熱や全身の出血性病変を特徴。ワクチンや治療法がなく、最も恐れられている家畜の伝染病の一つ。
- ・ダニや感染した豚との直接接触他、汚染された未調理の豚肉によっても豚に感染する。ウイルスは冷蔵で数ヶ月残存する。



豚熱(CSF)

- ・豚熱ウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病。
- ・強い伝染力と高い致死率。
- ・感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大。
- ・我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。

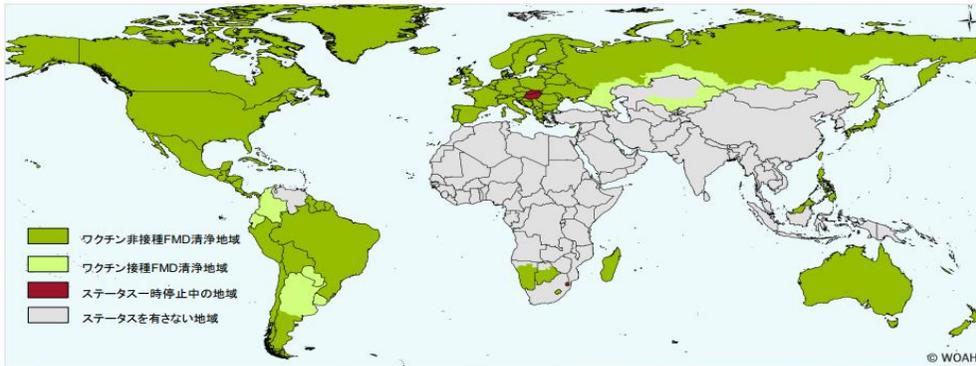


海外における重要伝染病の発生状況

口蹄疫 (FMD) のWOAHステータス認定状況

Last update June 2025

2025年6月時点



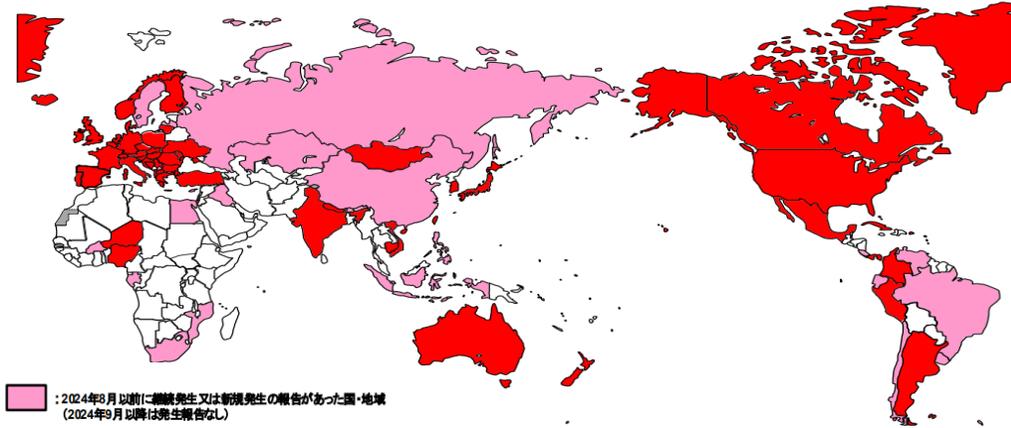
全土がワクチン非接種FMD清浄地域で構成されているWOAH加盟国 (65)			
アルバニア	クロアチア	グアテマラ	ルクセンブルク
オーストラリア	キューバ	ガイアナ	マダガスカル
オーストリア	キプロス	ハイチ	マルタ
ペルー	チェコ共和国	ホンジュラス	メキシコ
ベルギー	デンマーク	アイスランド	モンテネグロ
ペリズ	ドミニカ共和国	アイルランド	ニューカレドニア
ボスニア・ヘルツェゴビナ	エルサルバドル	イタリア	ニュージーランド
ブルネイ	エストニア	日本	ニカラガ
ブルガリア	フィンランド	ラトビア	北マケドニア
カナダ	フランス	レソト	ルウェー
			スリナム

全土がワクチン接種FMD清浄地域で構成されているWOAH加盟国 (2)			
パラグアイ	ウルグアイ		
ワクチン非接種FMD清浄地域を含むWOAH加盟国 (11)			
アルゼンチン	ブラジル	エクアドル	ナミビア
ボリビア	台湾	マレーシア	ロシア
ボツワナ	コロンビア	モルドバ	
ワクチン接種FMD清浄地域を含むWOAH加盟国 (8)			
アルゼンチン	エクアドル	ロシア	
台湾	カザフスタン	トルコ	
コロンビア	韓国		

© WOAH

高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況 (2023年9月以降)

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



- ：2024年9月以前に継続発生又は新規発生の報告があった国・地域 (2024年9月以降は発生報告なし)
- ：2024年9月以降に継続発生又は新規発生の報告があった国・地域

出典:WOAH等

2025年2月25日現在

色の国、地域であっても継続感染等により報告されていない可能性もある。

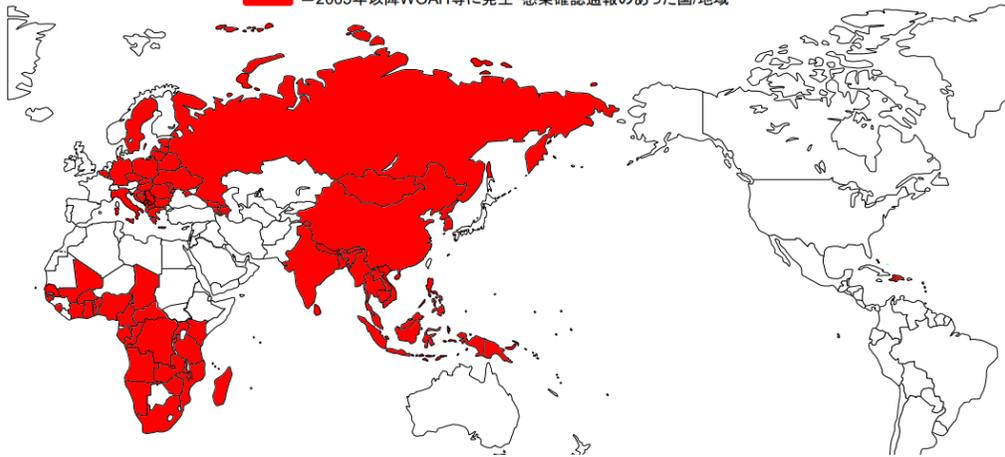
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

出典:WOAH等

ASFの発生報告状況

2024年10月31日時点

＝2005年以降WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域

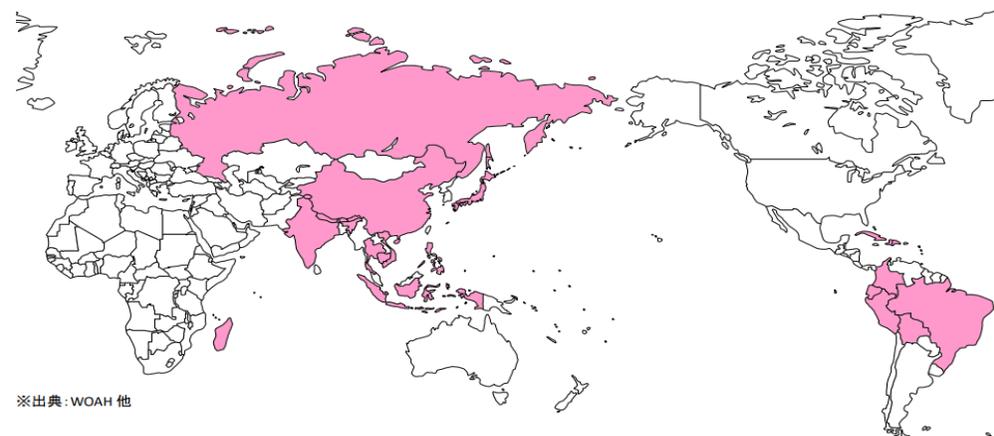


<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html>

CSFの発生報告状況

2024年9月4日現在

＝CSFの発生報告がある国 (2018年1月から現在までに、WOAHに発生報告があった国)



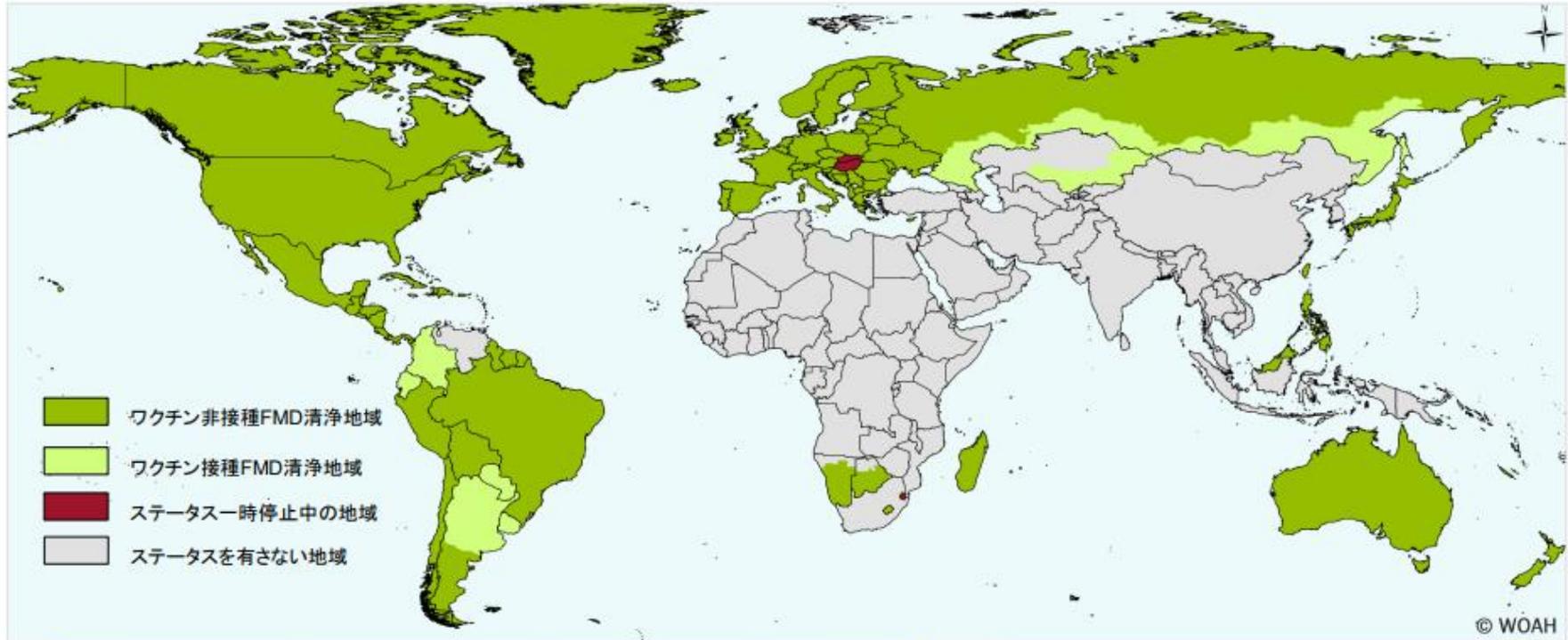
※出典:WOAH 他

口蹄疫(FMD)

口蹄疫(FMD)のWOAHステータス認定状況

Last update June 2025

2025年6月時点



全土がワクチン非接種FMD清浄地域で構成されているWOAH加盟国 (65)					
アルバニア	クロアチア	グアテマラ	ルクセンブルク	フィリピン	オランダ
オーストラリア	キューバ	ガイアナ	マダガスカル	ポーランド	ウクライナ
オーストリア	キプロス	ハイチ	マルタ	ポルトガル*	英国*
ベラルーシ	チェコ共和国	ホンジュラス	メキシコ	ルーマニア	米国*
ベルギー	デンマーク*	アイスランド	モンテネグロ	サンマリノ	バヌアツ
ベリーズ	ドミニカ共和国	アイルランド	ニューカレドニア	セルビア*	
ボスニア・ヘルツェゴビナ	エルサルバドル	イタリア	ニュージーランド	シンガポール	
ブルネイ	エストニア	日本	ニカラグア	スロベニア	
ブルガリア	フィンランド*	ラトビア	北マケドニア	スペイン*	
カナダ	フランス*	レソト	ノルウェー	スリナム	
チリ	ドイツ	リヒテンシュタイン	パナマ	スウェーデン	
コスタリカ	ギリシャ	リトアニア	ペルー	スイス	

全土がワクチン接種FMD清浄地域で構成されているWOAH加盟国 (2)			
パラグアイ		ウルグアイ	
ワクチン非接種FMD清浄地域を含むWOAH加盟国 (11)*			
アルゼンチン	ブラジル	エクアドル	ナミビア
ボリビア	台湾	マレーシア	ロシア
ボツワナ	コロンビア	モルドバ	
ワクチン接種FMD清浄地域を含むWOAH加盟国 (8)*			
アルゼンチン	エクアドル	ロシア	
台湾	カザフスタン	トルコ	
コロンビア	韓国		

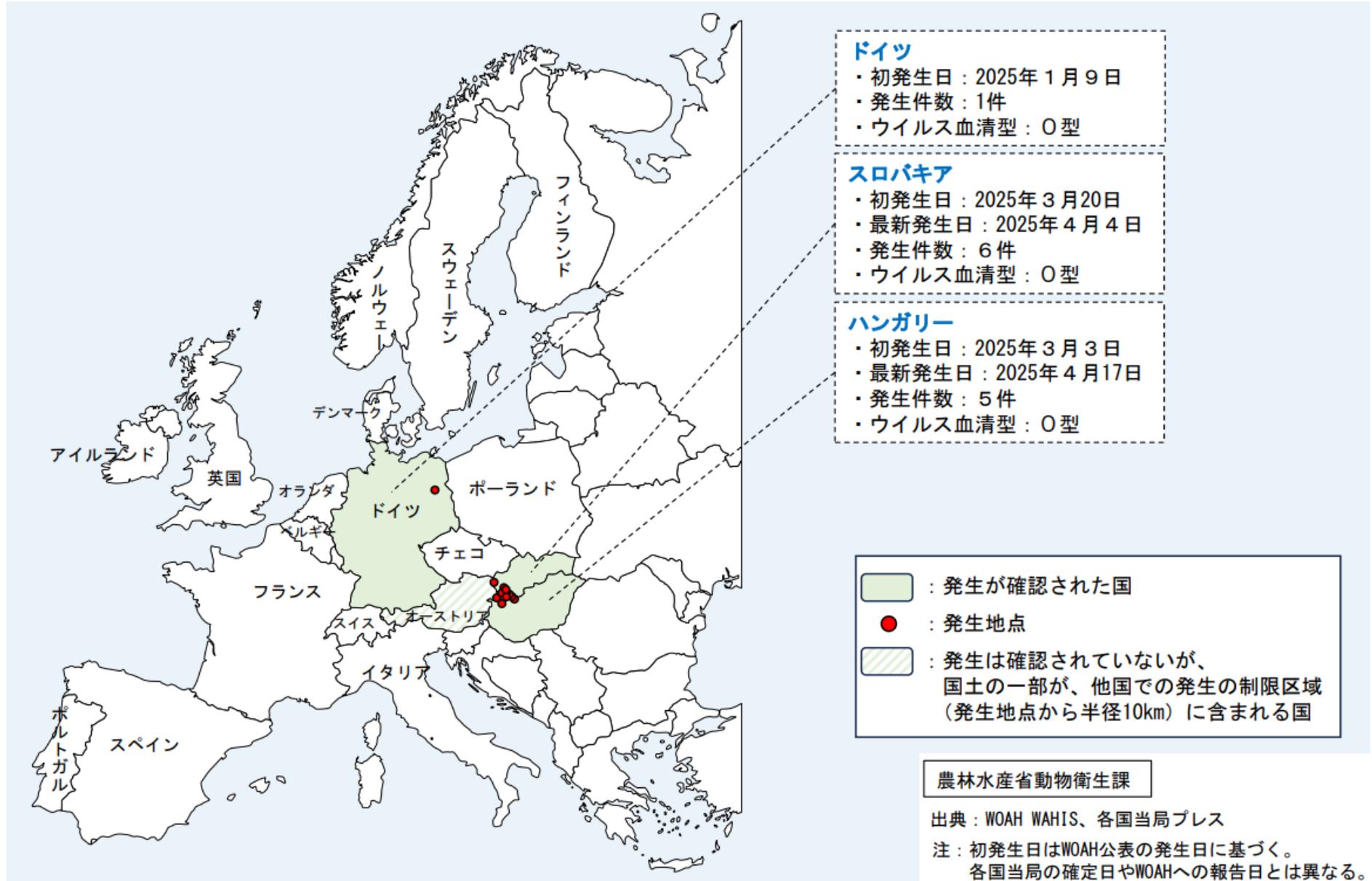
*注釈については出典を参照

出典: <https://www.woah.org/en/disease/foot-and-mouth-disease/#ui-id-2>

欧州における口蹄疫(FMD)の発生

欧州における口蹄疫発生報告状況 (2025年以降)

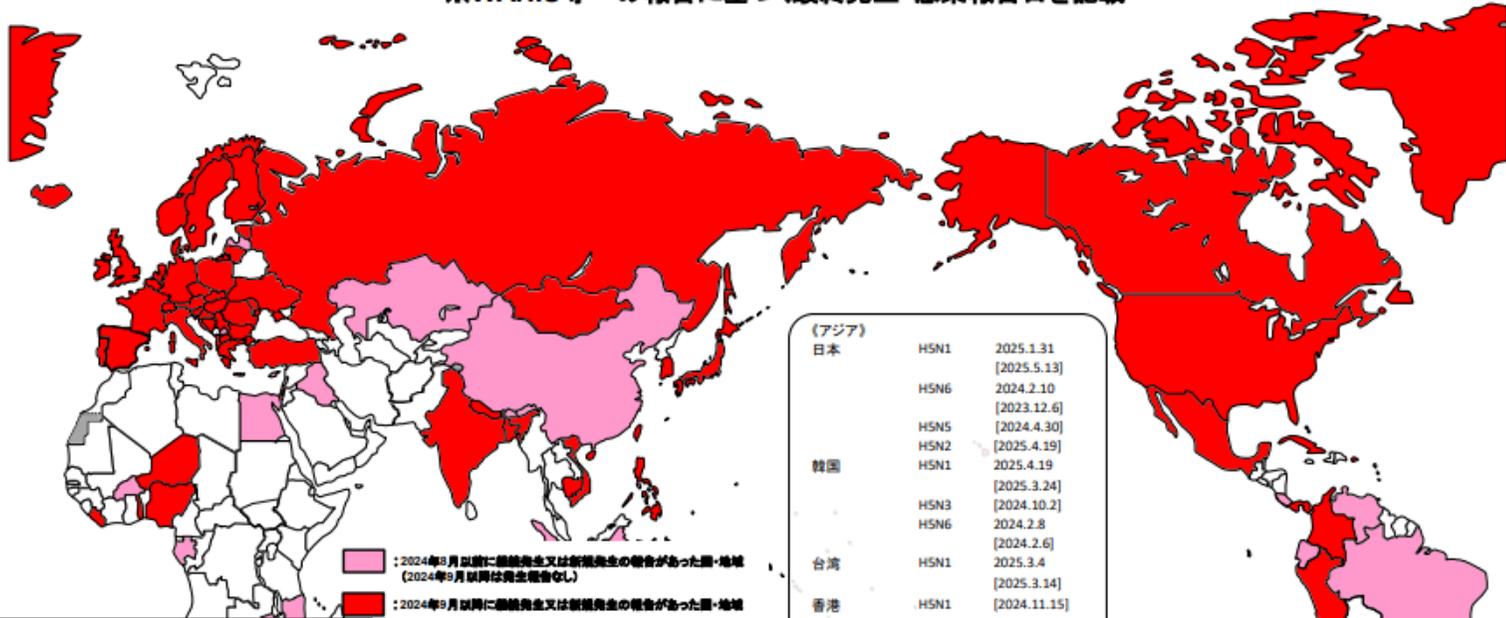
2025年4月18日時点



高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)

高病原性鳥インフルエンザの発生・感染報告状況(2023年9月以降)

※WAHIS等への報告に基づく最終発生・感染報告日を記載



:2024年9月以前に最終発生又は新規発生の報告があった国・地域 (2024年9月以降は発生報告なし)
 :2024年9月以降に最終発生又は新規発生の報告があった国・地域

(ロシア・NIS諸国)

ロシア	HSN1	2023.10.19
南樺太	HSN1	2024.2.1
モルドバ	HSN1	2025.3.3
		[2025.2.5]

(アフリカ)

南アフリカ共和国	H7N6	2024.7.9
	不明	2024.2.29
		[2024.4.20]
ナイジェリア	HSN1	2025.4.21
モザンビーク	H7	2023.9.29
ブルキナファソ	HSN1	2024.3.26
ガボン共和国	HSN1	2024.5.3
エジプト	HSN1	2023年下半年
	HSN8	2023年下半年
	H5	2023年下半年
ニジェール	HSN1	2025.2.5
トーゴ	HSN1	2025.3.19
	H5	2025.2.20
リベリア	HSN1	2025.2.3

(南北アメリカ)

米国	HSN1	2025.5.15
	H5	[2025.3.18]
		2025.4.10
		[2023.9.6]
	H7N9	2025.3.8
プエルトリコ	HSN1	2024.12.19
カナダ	HSN1	2025.5.7
		[2025.3.1]
	HSN2	2024.11.16
	HSN5	2025.1.15
	H5	[2025.3.1]
	H5	[2024.7.1]
メキシコ	HSN1	2024.7.26
		[2025.2.8]
	H7N3	2024.5.7
	HSN2	2024.3.6
エクアドル	HSN1	2024.2.27
		[2023.11.14]
コロンビア	HSN1	2024.12.25
ベネズエラ	H5	2023.9.19
ペルー	H5	2025.2.25
		[2025.2.13]
コスタリカ	H5	[2023.10.11]
ウルグアイ	H5	[2023.10.4]
アルゼンチン	HSN1	2023.11.15
		[2023.12.24]
	H5	2025.2.11
		[2024.1.12]
ブラジル	HSN1	2025.5.12
		[2025.5.12]
チリ	HSN1	[2023.12.14]
パナマ	HSN1	2025.1.21

(アジア)

日本	HSN1	2025.1.31
		[2025.5.13]
	HSN6	2024.2.10
		[2023.12.6]
	HSN5	[2024.4.30]
	HSN2	[2025.4.19]
韓国	HSN1	2025.4.19
		[2025.3.24]
	HSN3	[2024.10.2]
	HSN6	2024.2.8
		[2024.2.6]
台湾	HSN1	2025.3.4
		[2025.3.14]
香港	HSN1	[2024.11.15]
イスラエル	HSN1	2025.1.19
		[2025.2.5]
	HSN8	[2025.3.31]
フィリピン	HSN1	2025.4.4
	HSN2	2024.11.19
	HSN9	2025.4.15
ベトナム	HSN1	2025.4.3
		[2024.9.8]
インド	HSN1	2025.3.2
		[2025.3.5]
カンボジア	HSN1	2025.5.17
		[2025.2.3]
ブータン	HSN1	2024.8.29
中国	HSN1	[2024.5.11]
	H5	[2024.5.25]
	HSN6	[2024.6.13]
イラク	HSN1	[2024.5.11]
インドネシア	HSN1	2023年下半年
モンゴル	HSN1	2024.10.13
ネパール	HSN1	2025.2.2
バングラデシュ	H5	2025.3.11

(オセアニア)

豪州	H7N3	2024.6.23
	H7N9	2024.5.22
	H7N8	2025.2.22
ニュージーランド	H7N6	2024.11.23

(ヨーロッパ)

アイスランド	HSN5	2024.12.2
		[2025.3.7]
アイルランド	HSN1	[2025.4.26]
イタリア	HSN1	2025.1.30
		[2025.2.21]
英国	HSN1	2025.5.14
		[2025.5.12]
	HSN5	2024.11.1
		[2025.3.17]
サウスジョージア・サウスサ ンドウツ諸島	HSN1	[2023.11.8]
フォークランド諸島	HSN1	[2024.10.24]
セントヘレナ	HSN1	[2024.9.12]
オランダ	HSN1	2025.3.18
		[2025.5.7]
北マケドニア	HSN1	2024.10.14
		[2024.10.25]
スイス	HSN1	[2025.2.11]
スウェーデン	HSN1	2025.2.21
		[2025.4.19]
	H5	[2024.2.21]
	HSN5	[2025.4.18]
	HSN1	[2025.5.15]
スペイン	HSN1	2024.10.16
スロベニア	HSN1	[2024.12.22]
		[2024.10.17]
セルビア	HSN1	2024.11.29
クロアチア	HSN1	[2024.11.26]
ハンガリー	HSN1	2025.5.4
		[2025.4.14]
デンマーク	HSN1	2024.4.9
		[2025.4.14]
グリーンランド	HSN5	[2024.10.7]
フェロー諸島	HSN5	2023.10.6
		[2024.10.21]
ドイツ	HSN1	2025.4.15
		[2025.5.7]
	H5	2024.12.23
	HSN5	[2024.12.10]
	HSN8	[2024.2.28]
	H7N5	[2024.6.29]
ノルウェー	HSN1	2024.2.17
		[2025.3.26]
	HSN5	2024.11.6
		[2025.4.11]
	H5	[2023.10.30]
	不明	[2024.10.15]
フィンランド	HSN1	[2025.4.16]
フランス	HSN1	2024.11.7
		[2025.3.16]
	H5	2024.12.27
ブルガリア	H5	2023.11.27
	HSN1	2025.5.19
カザフスタン	H5	[2023.12.28]
コンボ	HSN1	発生日不詳
ウクライナ	H5	2025.3.7
		[2024.9.17]
	HSN1	2025.2.6
		[2025.3.7]
ベルギー	HSN1	2025.3.5
		[2025.4.24]
	H5	[2025.4.27]
	HSN5	[2024.10.5]
ポーランド	HSN1	2025.4.30
		[2025.4.28]
ポルトガル	HSN1	2025.1.22
		[2024.12.4]
ルーマニア	HSN1	2025.3.7
		[2025.4.9]
チェコ	HSN1	2025.5.17
		[2025.3.31]
オーストリア	HSN1	2025.1.24
		[2025.3.31]
スロバキア	HSN1	2025.1.3
		[2024.12.6]
キプロス	HSN1	[2024.2.2]
トルコ	HSN1	2025.4.5
リトアニア	HSN1	2025.1.27
		[2025.5.26]
ラトビア	HSN1	[2024.4.2]
ボスニア・ヘルツェゴビナ	HSN1	2025.2.12
アルバニア	HSN1	2025.3.2
ギリシャ	HSN1	[2025.2.27]
エストニア	HSN1	[2025.4.7]

出典:WAOH等

2025年6月2日現在

※[]は野鳥及び愛玩鳥等における感染事例を示す。
 ※本図は感染事例の報告の有無を示したもので、
 その後の清浄性確認については記載していない。
 ※型別に最新の発生事例を記載
 ※白色の国、地域であっても継続感染等により報告
 されていない可能性もある。
 ※WAHIS:World Animal Health Information Systemとは、
 WAOH(国際獣疫事務局)が提供する
 動物衛生情報システムである。

アフリカ豚熱 (ASF)

出典: WOAH等

ASFの発生報告状況

2024年10月31日時点

■ = 2005年以降WOAH等に発生・感染確認通報のあった国/地域



アフリカ(31か国・地域)

アンゴラ	ガーナ	南アフリカ共和国
ベナン	ギニアビサウ	タンザニア
ブルキナファソ	ケニア	トーゴ
ブルンジ	マダガスカル	ウガンダ
カメルーン	マラウイ	ザンビア
カーボヴェルデ	モーリシャス	ジンバブエ
中央アフリカ	モザンビーク	マリ
チャド	ナミビア	シエラレオネ
コンゴ民主共和国	ナイジェリア	ガボン
コンゴ共和国	ルワンダ	
コートジボワール	セネガル	

アジア(20か国・地域)

中国	東ティモール
モンゴル	インドネシア
ベトナム	インド
カンボジア	マレーシア
香港	ブータン
北朝鮮	タイ
ラオス	ネパール
ミャンマー	シンガポール
フィリピン	バングラデシュ
韓国	スリランカ

ヨーロッパ(28か国・地域)

アルメニア	エストニア
アゼルバイジャン	モルドバ
ジョージア	チェコ
イタリア	ルーマニア
ロシア	ハンガリー
ウクライナ	ブルガリア
ベラルーシ	ベルギー(※2)
リトアニア	スロバキア
ポーランド	セルビア
ラトビア	ギリシャ

南北アメリカ(2か国・地域)

ドミニカ共和国
ハイチ

オセアニア(1か国・地域)

バブアニューギニア

(※2)ベルギー:2020年10月1日に清浄化を宣言

欧州におけるアフリカ豚熱 (ASF) の発生

2024年2月28日現在

- : アフリカ豚熱発生国
- : アフリカ豚熱発生国 (現状: 野生いのししのみ)

ラトビア

初発生: 2014年6月25日
豚飼養頭数: 約32万7020頭

リトアニア

初発生: 2014年1月24日
豚飼養頭数: 約57万3800頭

ドイツ

初発生: 2020年9月9日
豚飼養頭数: 約2376万2300頭

ベルギー

初発生: 2018年9月9日
豚飼養頭数: 約604万2150頭
※2020年10月1日に清浄化を宣言

チェコ

初発生: 2017年6月21日
豚飼養頭数: 約149万3440頭

ハンガリー

初発生: 2018年4月20日
豚飼養頭数: 約272万5900頭

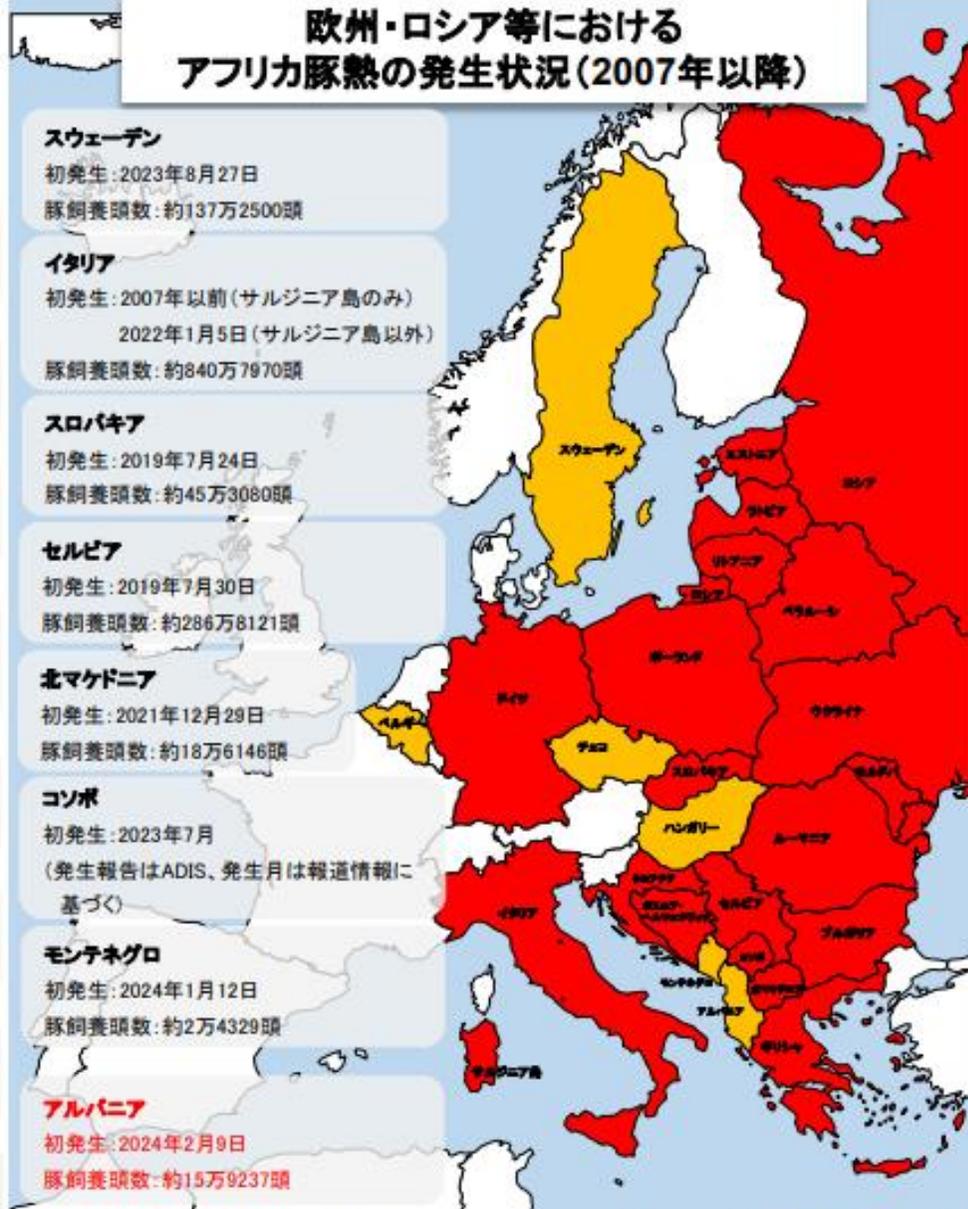
クロアチア

初発生: 2023年6月23日
豚飼養頭数: 約97万2000頭

ボスニア・ヘルツェゴビナ

初発生: 2023年6月21日
豚飼養頭数: 約55万5792頭

欧州・ロシア等におけるアフリカ豚熱の発生状況 (2007年以降)



スウェーデン

初発生: 2023年8月27日
豚飼養頭数: 約137万2500頭

イタリア

初発生: 2007年以前 (サルジニア島のみ)
2022年1月5日 (サルジニア島以外)
豚飼養頭数: 約840万7970頭

スロバキア

初発生: 2019年7月24日
豚飼養頭数: 約45万3080頭

セルビア

初発生: 2019年7月30日
豚飼養頭数: 約286万8121頭

北マケドニア

初発生: 2021年12月29日
豚飼養頭数: 約18万6146頭

Kosovo

初発生: 2023年7月
(発生報告はADIS、発生月は報道情報に基づく)

モンテネグロ

初発生: 2024年1月12日
豚飼養頭数: 約2万4329頭

アルバニア

初発生: 2024年2月9日
豚飼養頭数: 約15万9237頭

ポーランド

初発生: 2014年2月13日
豚飼養頭数: 約1024万2400頭

エストニア

初発生: 2014年9月2日
豚飼養頭数: 約30万8000頭

ロシア

初発生: 2007年
豚飼養頭数: 約2585万147頭

ベラルーシ

初発生: 2013年6月19日
豚飼養頭数: 約255万1000頭

ウクライナ

初発生: 2012年7月30日
豚飼養頭数: 約587万6200頭

モルドバ

初発生: 2016年9月17日
豚飼養頭数: 約33万9500頭

ルーマニア

初発生: 2017年7月27日
豚飼養頭数: 約361万9600頭

ブルガリア

初発生: 2018年8月31日
豚飼養頭数: 約69万4660頭

ギリシャ

初発生: 2020年2月5日
豚飼養頭数: 約73万3000頭

※出典: WOAH-WAHIS (Animal disease eventsおよびQuantitative data), ADIS, 各国当局HP ※日付は発生日又は検体回収日に基づく ※赤字は更新点
※飼養頭数: FAO統計 (2021) 参照 ※一部の国についてはWOAHへの定期報告を元に行っているため、最新のデータが反映されていない

ランピースキン病

01 ランピースキン病とは

特性 発熱、乳量の低下、皮膚に病変(結節)が生じる牛の病気
人には感染せず、畜産物の食用も安全

予防・治療 致死率は低く、ほとんどの牛が徐々に回復する
有効なワクチンで発症予防できる

伝播経路 主にサシバエ等の**吸血昆虫**を介して拡大
感染牛や車両、資材、人の移動でも拡大

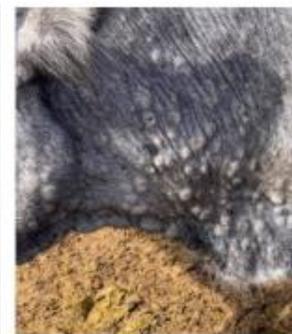
影響 発症牛の生乳出荷や移動の自粛



結節 (全身性)



結節

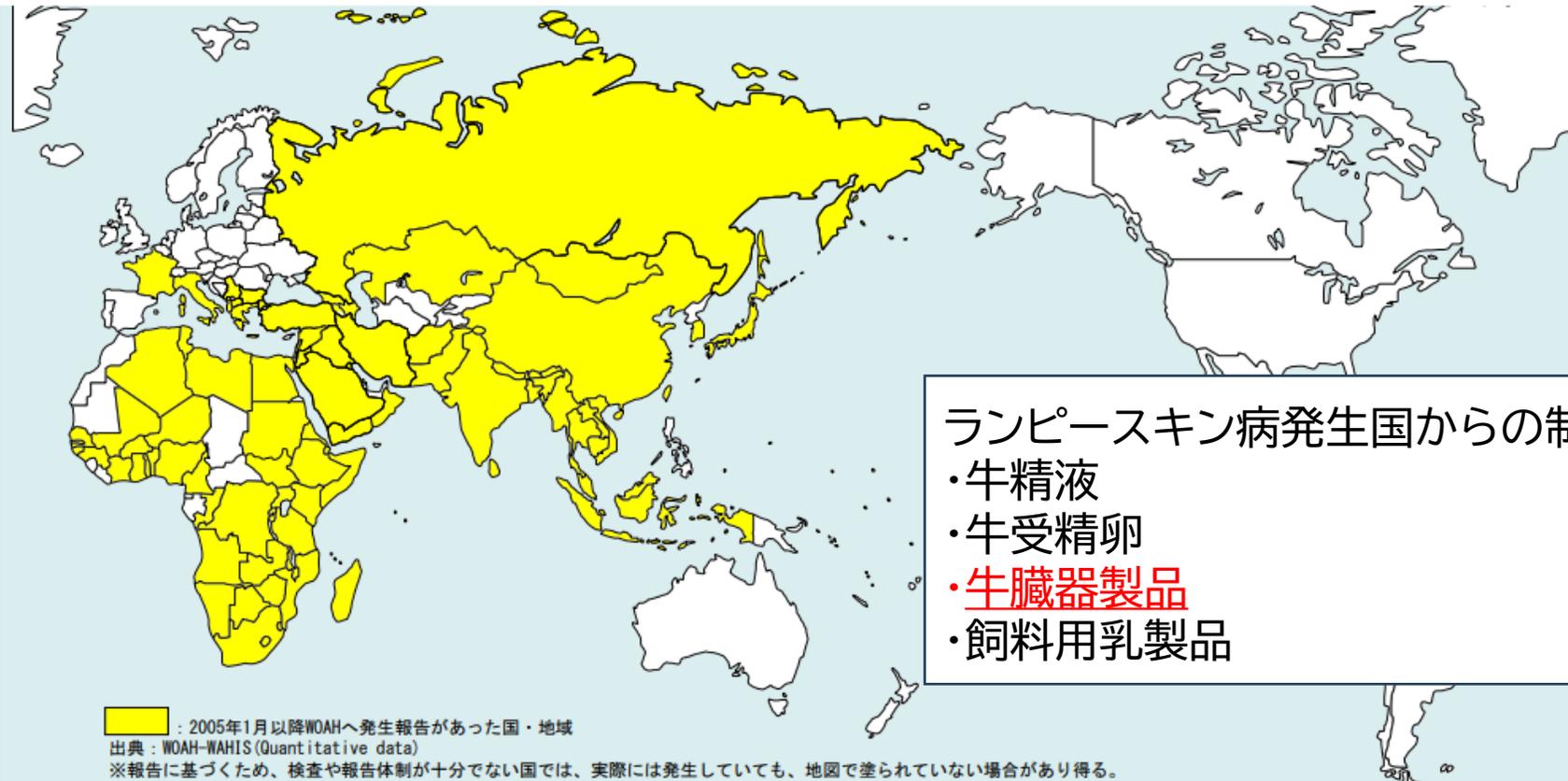


結節

写真提供: FAO、State Central Veterinary Laboratory in Mongolia

世界におけるランピースキン病の発生

ランピースキン病の発生報告 (2025年7月1日時点)



ランピースキン病発生国からの制限

- ・牛精液
- ・牛受精卵
- ・**生臓器製品**
- ・飼料用乳製品

■ : 2005年1月以降WOAHへ発生報告があった国・地域

出典 : WOAH-WAHIS (Quantitative data)

※報告に基づくため、検査や報告体制が十分でない国では、実際には発生していても、地図で塗られていない場合があります。

アフリカ(42か国・地域)				アジア(20か国・地域)		ヨーロッパ(11か国・地域)		中東(14か国・地域)	
アルジェリア	ギニアビサウ	タンザニア	マラウイ	インド	ベトナム	アゼルバイジャン	セルビア	アフガニスタン	サウジアラビア
アンゴラ	ケニア	チュニジア	マリ	インドネシア	マレーシア	アルバニア	フランス	イエメン	シリア
ウガンダ	コートジボワール	トーゴ	モザンビーク	カンボジア	ミャンマー	アルメニア	ブルガリア	イスラエル	トルコ
エジプト	コンゴ共和国	ナイジェリア	モーリシャス	シンガポール	モンゴル	イタリア	モンテネグロ	イラク	バーレーン
エスワティニ王国	コンゴ民主共和国	ナミビア	リビア	スリランカ	ラオス	カザフスタン	ロシア	イラン	パレスチナ
エチオピア	ザンビア	ニジェール	ルワンダ	タイ	韓国	ギリシャ	北マケドニア	オマーン	ヨルダン
エリトリア	ジブチ	ブルキナファソ	レソト	ネパール	香港	ジョージア		クウェート	レバノン
ガーナ	ジンバブエ	ブルンジ	南アフリカ共和国	バキスタン	台湾				
カメルーン	スーダン	ベナン	南スーダン	バングラデシュ	中国				
ガンビア	セネガル	ボツワナ		ブータン	日本				
ギニア	ソマリア	マダガスカル							

本日の内容

- ・海外における疾病の発生状況について
- ・指定検査場所実務における留意事項

H/C(HC)(読み方:ヘルス);
Health Certificateの略。

(同義)検査証明書、証明書、申請書の「検査証明書番号」欄に記載された番号の書類

EST(読み方:イースト);

(同義)(指定)処理施設。アルファベット及び/又は数字で構成されている。外装に表示される。

(例):AQS999、1234/56789

指定検査場所とは

家畜防疫官が行う畜産物の検査場所は・・・

家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するリスクを極力抑えるため、以下の点を考慮の上、家畜防疫官が指定した場所等に限定される。

- ・家畜防疫上安全な経路で輸送できる
- ・検査、消毒等の措置が十分に実施できる
- ・関係法令の規制を満たしている

指定検査場所の指定要領

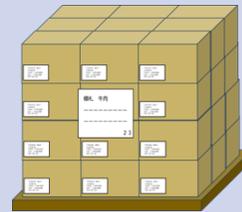
【畜産物の輸出入検査場所指定要領】

家畜伝染病予防法第40条(輸入検査)第3項の本文に基づき、家畜防疫官が行う畜産物の検査場所の指定に必要な事項を定める。

- ・輸出入される畜産物を家畜衛生上安全に搬入できる場所である
- ・畜産物の区分蔵置、現物検査及び検査に基づく処置を行うのに十分な広さ、構造である
- ※現物検査、蔵置(保管)は指定された場所で行う必要がある
- ・動物検疫所から指示された事項を遵守できる

指定検査場所での主な作業

到着前	1. 申請書及びH/Cコピーを入手
入庫時	2. コンテナの破損・故障等の異常の有無を確認 3. シールの有無及び異常の有無を確認 4. H/Cと入庫貨物の外装表示等を照合 5. パレット番号を付与 6. ISS入庫状況登録業務の実施 7. 指定検疫物票をパレットに掲示
現物 検査時	8. 現物検査実施の有無と検査開始時刻の確認 9. 指定検査パレットの準備、駐車場の確保、検査台等の準備 10. 検査の立会いと補助作業(開梱作業を含む)等の実施
検査後	11. 検査終了の確認 12. 焼却又は返送貨物の適切な管理



輸入検査が必要な物(指定検疫物等)

1. 指定検疫物

(1)次に掲げる動物及びその死体

(ア)偶蹄類の動物及び馬

(イ)鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょう
その他のかも目の鳥類(以下「かも類」という)これらの初生ひな

(ウ)犬

(エ)兎

(オ)みつばち

(2)鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類の卵

(3)(1)の動物の骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器

(4)(1)の動物の生乳、乳等、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿

(5)(1)の動物の骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉

(6)(3)の物を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン

(7)輸入禁止地域からの穀物のわら及び飼料用の乾草

(8)法第36条第1項ただし書きの許可を受けて輸入する物

2. 動物性加工たん白(魚粉など指定検疫物以外のもの)など

(動物性加工たん白質の輸入停止措置に係る輸入検疫実施要領)

<https://www.maff.go.jp/aqs/hou/attach/pdf/96-8>

1. 申請書及びH/Cコピーを入手

動検の依頼を受けたら・・・申請書を入手

輸入申請が指定検疫物なのか確認



指定検疫物の場合、H/Cコピーを入手



コンテナ、シール、貨物の外装確認等、その後の作業に必要な書類。必ず始めに入手すること。

2.コンテナの破損・故障等の異常の有無を確認

コンテナの確認

- ・Aコンテナであること
- ・H/Cや関係書類上のコンテナ番号との一致
- ・コンテナの破損・故障等の有無

Aコンテナとは・・・

海上コンテナのうち、以下を全て満たす動物検疫において適性と認められるもの

- ・ 反復、永続して使用できる強固な構造
- ・ 輸送途中、コンテナの積み替えが開扉することなく実施でき、封印可能
- ・ 輸送途中、家畜の伝染性疾病の病原体等をコンテナ外に散逸するおそれがない
- ・ コンテナ内外の消毒等が容易に実施可能

コンテナの種類	Aコンテナ？
リーファーコンテナ	○
ドライコンテナ	
オープントップコンテナ	×
フラットラックコンテナ	



3. シールの有無及び異常の有無を確認

シールの確認

コンテナ開扉前に確認・照合を行うこと

- ・脱落、欠損等の有無
- ・H/Cに記載されたコンテナシール番号との一致
- ・シールは現物検査終了時まで保管

※紛失注意 現物検査時に確認します！



コンテナ、シールに異常(故障、シールの破損や番号違い等)があれば、作業を中止し動物検疫所及び申請者へ連絡

※デバンニング後は返送が難しくなる可能性があるため、コンテナ異常時の対応は輸入者(申請者)にもご相談ください。

また、検査前に輸入者等によるサーベイが予定される場合、事前にお知らせください。

4. H/Cと入庫貨物の外装表示等を照合

外装の確認

- H/Cと入庫貨物の外装表示を照合
(H/Cが必要ない貨物や輸出貨物は関係書類で照合)
- その他異常の有無の確認
- 輸入停止地域(鳥インフルエンザの発生国等)からの貨物
→製造日が輸入停止措置の対象外であることの確認

重要

H/Cと輸入畜産物の外装表示の照合を行う際は
以下の4点を必ず確認すること

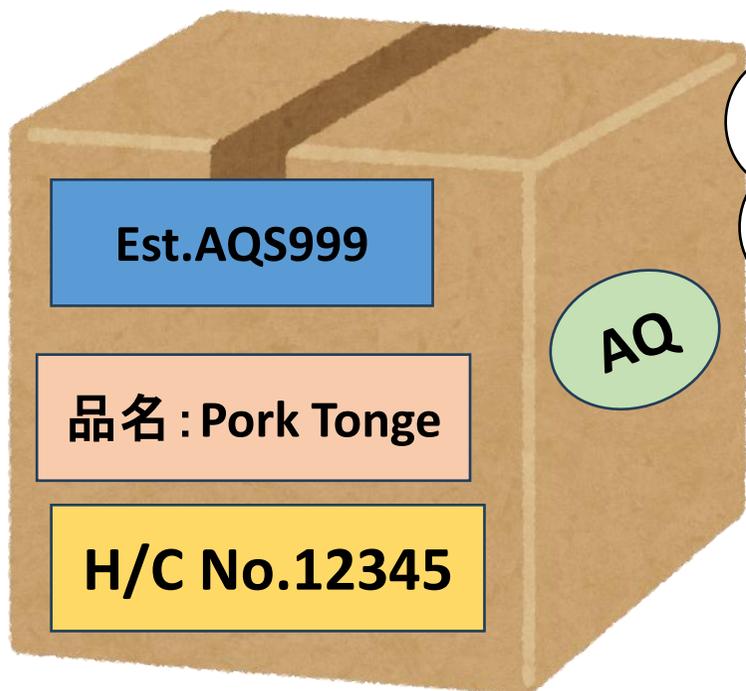


- ①品名
- ②EST(処理施設)
- ③商標(マーク)
- ④H/C番号(米国、カナダからの肉類等)

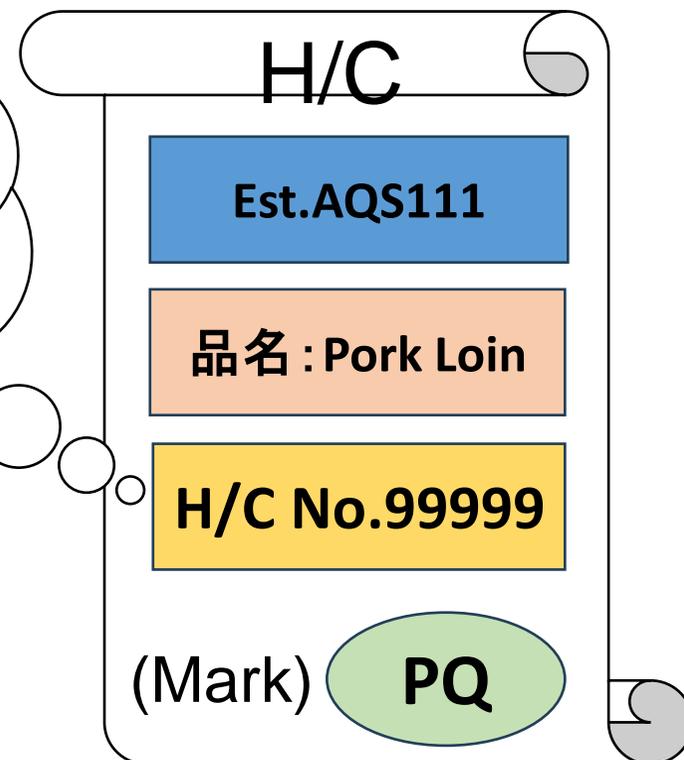
外装表示がH/Cと一致しない輸入貨物

外装表示がH/Cと一致しない輸入貨物(明細外貨物)

→輸出国での検査を受けずに到着した貨物の可能性があり、**高リスクのため、取扱い注意。**



本当に
H/C内の
貨物??



指定検疫物以外の貨物

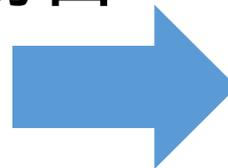
指定検疫物以外のもの・・・

関係書類と相違ないものか確認

他アイテムで動検対象と思われるものはないか

動検依頼のない貨物にも動検に対する意識を！
検査を受けずに輸出された畜産物の混入があるかも？！

疑わしい貨物がある場合



速やかに申請者へ連絡

5. パレット番号を付与

パレット番号の付与

パレット積み付けの際、**輸入検査申請の欄ごとに1から始まる連続するパレット番号**を付与。

現物検査は無作為抽出された貨物に対し実施するため、**動物検疫所が指定する番号のパレット**を準備。連番管理以外の方法を採用する場合、連番への読替方法(タリーシート上での番号の振り直し等)を説明。

欄	種類	パレット番号
1	唐揚げ もも串	パレット番号1~5 パレット番号6~10
2	レバー串	パレット番号1~20

< 貨物蔵置に係る注意事項 >



- ・他の貨物と区分して蔵置
- ・貨物の入庫状況についてISS(入庫状況登録)業務を実施
- ・入庫報告後はパレット等の積み直しを行わない
- ・検査終了まで家畜防疫官の許可なく開梱(コンテナ検査の場合は開扉)しない
- ・未検疫畜産物を搬出しない

6. ISS入庫状況登録業務の実施

ISSの登録

明細外貨物 : H/Cに記載された情報と一致しないH/C外のアイテム

外装異常(表示): 全ラベルなし、ラベル一部不良(品名、EST、マーク、H/C No.等)、2重ラベル等

外装異常(梱包): 箱サイズ違い、ブランド違い、デザイン違い等

※単なるブロークンは報告不要だが、破損によりラベル不良等があれば外装異常として報告。

数量、重量 : 入繰、入軽、入重、オーバー、ショート 等

※入力後にILIまたは指定検疫物票にて**入庫結果コードを必ず確認**

現物検査判定後の貨物で入力ミスがあれば、すぐに動物検疫所に連絡を！

7.指定検疫物票をパレットに表示

指定検疫物票の表示

申請ごと(分割蔵置の場合は分割ごと)に表示

検査対象物の取り違えや
未検疫貨物の誤搬出防止のため

コンテナ検査の場合、コンテナ毎に隔離されている状態のため指定検疫物票の表示を省略することが可能

※家畜防疫官の指示があるまでコンテナを開扉しない(シールを切らない)よう注意

指定検疫物票

動物検疫

2013-05-18 15:01

以下の物品は、他の貨物と隔離の上、搬送し、当該部全通すること。
また、輸入検査が終了するまで、家畜防疫官の許可なく開扉しないこと。

申請番号	HK1234	入庫年月日	
申請者氏名	BHIHOUSAMEI		
荷受人氏名	ABC TRADING CO., LTD.		
生仕国(地域)	AU - CUSTOM SA	品 種	
番蔵船(機)名	123456		
主/主番号			
コンテナ/封印	/	入庫状況/変入	/
明細外検査対象品		数 量	梱 包 数

NACCSより印刷可能

申請時	1801 CL	梱包数	1 駄
入庫時			
種 別	11012000 FIG BOSE	用 途	引 取 扱
検査証明番号			
指定検疫品番	品-100		

種 別	検査官名 及び 検査年月日	検査状況	見本採取の有無

現物検査終了後に家畜防疫官が署名
又は捺印

8.現物検査実施の有無と検査開始時刻の確認

現物検査実施の有無の確認

- ・NACCS申請 → ILI(輸入畜産物一覧照会)画面より確認
- ・輸出、マニュアル申請 →申請者に確認



検査当日朝9時まで判定しています。
9時を過ぎても判定結果が出ていない場合は
お問い合わせください。

検査開始時刻の確認

- ・検査開始時刻は当日朝9時以降に申請者へ確認(検査状況等により前後する場合あり)

※朝8時半までにISS登録が未完了の場合、現物検査を翌日以降に延期

NACCSからの現物検査の有無の確認方法

輸入:NACCS-ILI画面(ILI画面)の「検査状況」の「現検」から確認

ILI 輸入畜産物検査申請一覧照会

ファイル(F) 表示(V)

検索条件

申請番号

B/L番号

申請年月日 検査希望年月日

仕出国(地域) 現物検査予定年月日 保管場所

証明書発行年月日 申請種別 申請状況/検査状況

1 / 25 全 件

項番	申請番号	回送	申請者	保管場所	仕出国	種類	種別	申請状況				検査状況			
								申請	変更	指示	A封	在庫	A封	在庫	書類
<input type="checkbox"/>															

「1」:省略

「2」:実施(初回品、リマーク等から動物検疫所が実施を判断したもの等)

「3」:実施(抜き打ち検査対象で現検実施と判定されたもの)

「4」:原則省略(家畜伝染病予防法第40条第2項に該当するもの→実施の場合、当所より連絡)

※輸出の場合は「1」が現物検査実施です。

9. 指定検査パレットの準備、駐車場の確保、検査台等の準備

指定検査パレットの準備

現物検査予定時刻までに、指定パレットを[輸入検査申請の欄ごと](#)に準備

※全量を現物検査場所に準備し、家畜防疫官が現物検査実施時に抽出することも可。

《注意事項》

- ・初回、サンプル品は全アイテムを準備(清浄国からの初回品を除く。)
- ・明細外貨物、異常貨物及びその比較貨物も準備
- ・異常貨物パレットが指定に該当した場合、正常貨物パレットに該当するまで前にさかのぼって準備
- ・開梱個数の2倍量に満たないパレットが指定に該当した場合、その前のパレットも準備

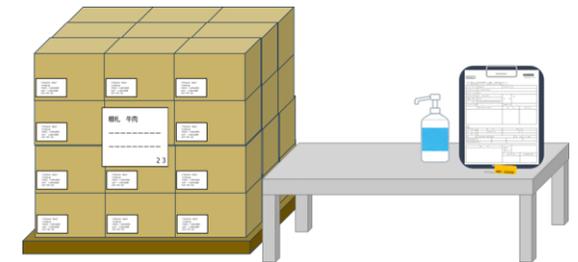
駐車場の確保

現物検査をスムーズに進められるよう駐車場を確保
カラーコーンや「駐車禁止」表示等で駐車スペースを確保 (検査のある時間帯のみ)



検査台等の準備

- ・検査台(清潔なパレット等での代用も可能)及び手指消毒器
- ・指定パレット
- ・封印シール
- ・パレット番号のわかるもの(パレット番号計算エクセルを使用した場合はパレット指定票→**横浜・川崎は任意**)
- ・指定検疫物票



食品の取り扱い

→衛生面に配慮(定期的な清掃、消毒の実施)

コンテナ検査の場合は屋根や囲障等による異物混入防止

10. 検査の立会いと補助作業(開梱作業を含む)等の実施

検査の立ち合いと補助作業

円滑な検査の開始及び効率的な検査・消毒を行うための補助

・現物検査時の安全確保

→倉庫の場合

検査場所までの速やかな誘導

検査エリアの確保

フォークリフトでの作業の一時停止

→ヤードの場合

ヤード内車移動時の誘導

周辺でのクレーン作業の一時停止

複数検査場所がある場合の連絡の徹底



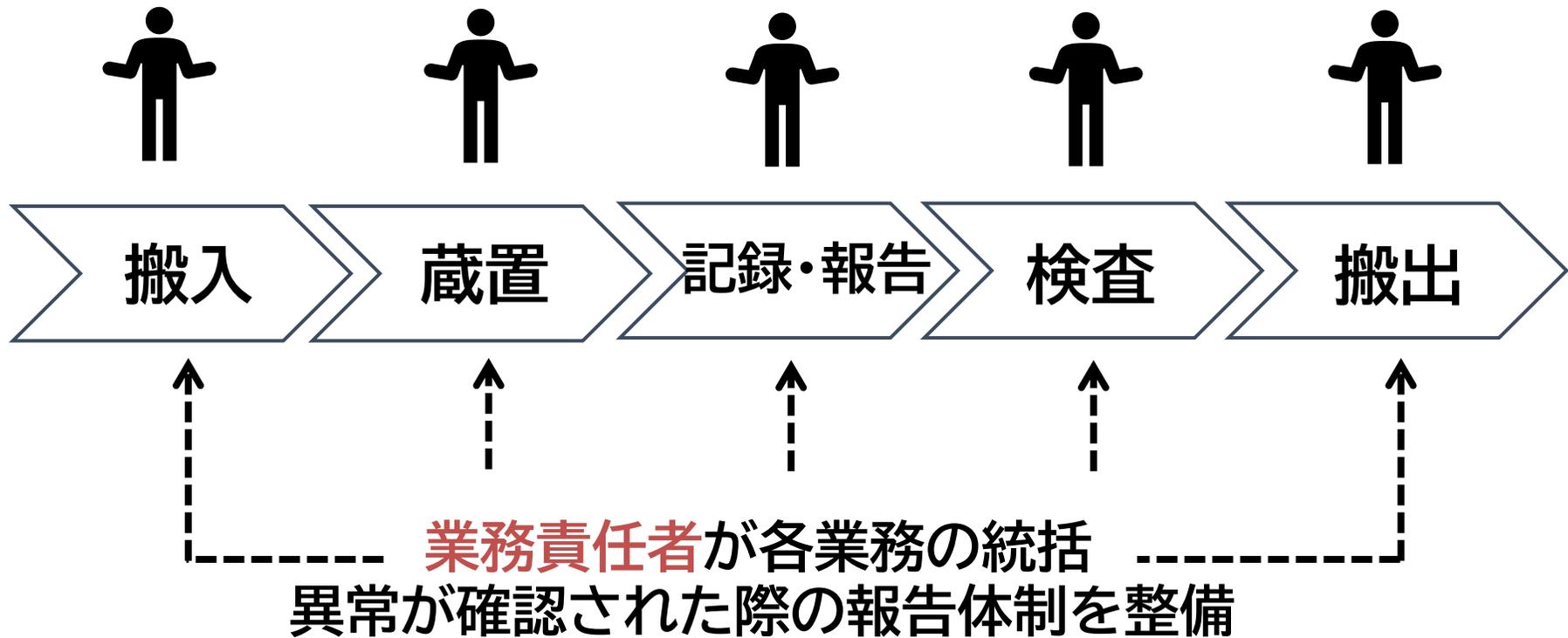
10. 検査の立会いと補助作業(開梱作業を含む)等の実施

- 予定時刻に検査開始できるよう調整
- 入庫状況の説明
→パレット番号、商品等の説明。
- 開梱作業等の補助
→検査台への陳列、バンドルカット、
開梱(家畜防疫官が指示したカートン)。
- 消毒器材の用意、消毒実施中の際の立て看板の設置
→作業員が消毒液やガスに誤って触れないような配慮。



検査貨物に関する状況を把握している者が、開梱に必要な道具を準備した上で立会い補助作業を行うこと

各業務段階において担当者の配置



管理責任者は各業務実施者に対して

- ・動物検疫制度について理解
- ・作業手順書を遵守
- ・輸出入検疫業務が円滑に実施できる環境整備

11. 検査終了の確認

検査終了の確認(輸入)

NACCSのILI画面から合否の確認が可能

ILI画面

ILI 輸入畜産物検査申請一覧照会

ファイル(F) 表示(V)

検索条件

申請番号

B/L番号

申請年月日 検査希望年月日

仕出国(地域) 現物検査予定年月日 保管場所

証明書発行年月日 申請種別 申請状況/検査状況

1 /25

全 件

項番	申請番号	回送	申請者	保管場所	仕出国	種類	種別	申請	変更	指示	A封	入庫	A封	入庫	吉類	現検	結果

「1」:合格

「2」:その他

※現物検査終了後も空欄のままの場合、合格が保留となっている可能性があります。

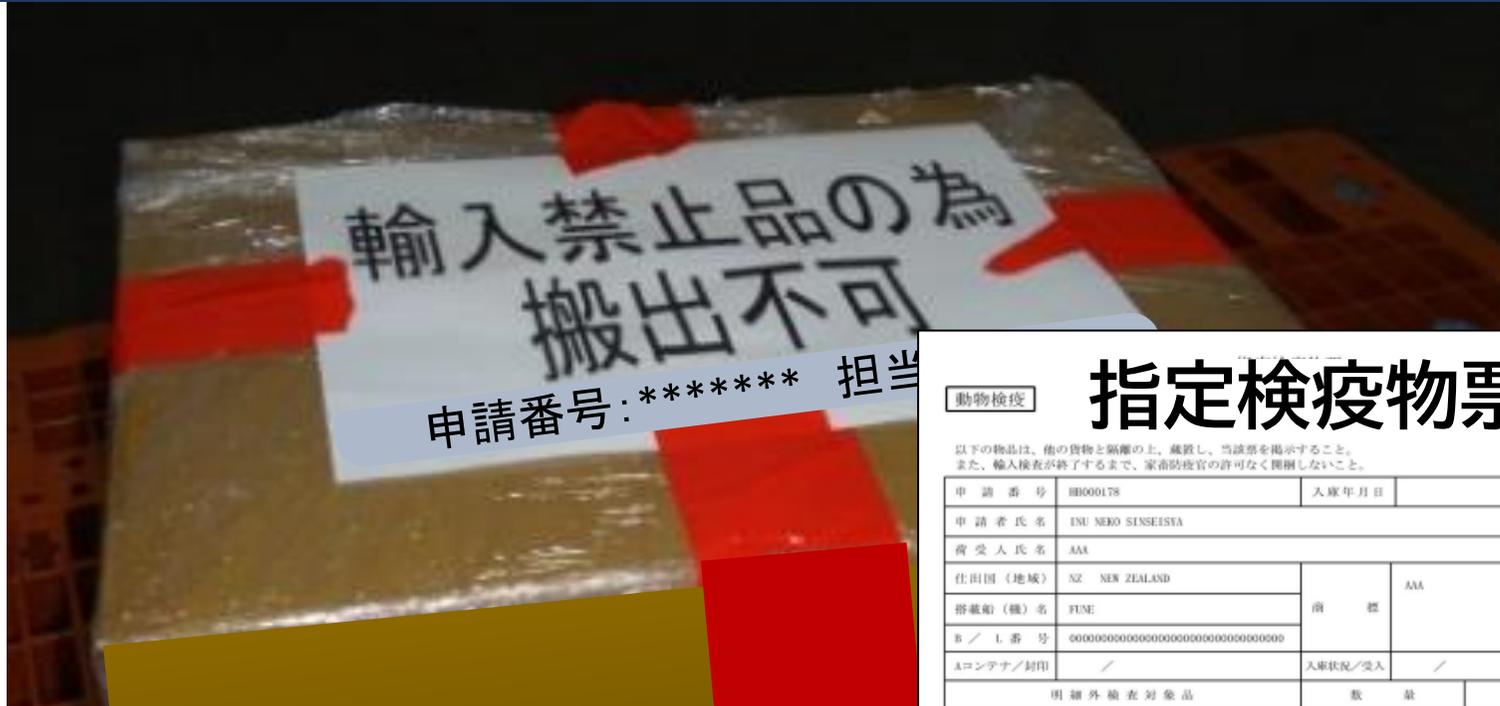
12. 焼却又は返送貨物の適切な管理

不合格貨物の取扱い

不合格貨物(明細外・輸入停止品・輸入禁止品等)は、家畜の伝染性疾病を拡散するリスクがある為、慎重な管理・取扱いが必要

- ①焼却又は返送(以下「焼却等」)する貨物は、別パレットに仕分けし、当該貨物をラップ、ビニール等により他の貨物と明確に区分・隔離
- ②焼却等を行う貨物である旨の明確な表示を行う
現場の作業員の方にも分かるように、番号・バーコード等の管理により、明確に仕分けしておくことも重要
- ③焼却等を行う貨物は、可能な限り、その他の貨物(分割申請した場合には本体貨物)から離れた場所に蔵置
- ④焼却等で搬出する際は、動物検疫所発行の指示書及び税関発行の搬出許可書を必ず確認

不合格品の表示例



不合格品には明確な表示を(例)

不合格品 搬出禁止

申請番号:〇〇〇〇〇

指示書、税関搬出許可書の確認後搬出

搬出時、担当者に搬出の可否を確認

担当:〇〇、〇〇

動物検疫		指定検疫物票	
以下の物品は、他の貨物と隔離の上、蔵置し、当該票を掲示すること。 また、輸入検査が終了するまで、家畜防疫官の許可なく開梱しないこと。			
申請番号	SE000178	入庫年月日	
申請者氏名	INU NEKO SINSEIYA		
荷受人氏名	AAA		
仕出国(地域)	NZ NEW ZEALAND	商標	AAA
搭載船(機)名	FUNE		
B / I 番号	00000000000000000000000000000000		
Aコンテナ/封印	/	入庫状況/受入	/
明細外輸表対象品		数量	梱包数
1	数量	梱包数	
申請時	10,000.00 KG	100 CT	
入庫時			
種類	2120110000 BEEF(POZEN)	用途	II 食用
検査証明書番号			
指定処理施設	NZ-		
備考		検査官名 及び 検査年月日	
		検査状況	見本採取の有無

不合格品搬出に係る動物検疫所発行の指示書

指 示 書

申請番号 [REDACTED]

申請者氏名 [REDACTED]

貴殿より申請の物について下記のとおり指示する。

種類・数量	
1	[REDACTED]

B / L 番号	[REDACTED]	搭載船(機)名	[REDACTED]
保管場所	[REDACTED]	仕出国(地域)	[REDACTED]
回送先の保管場所		現物消毒実施場所	
商 標	[REDACTED]		

指示事項

1. 上記貨物は家畜伝染病予防法第37条により輸入が認められないことから、輸入者の意により焼却を認める。
2. 焼却にあたっては、貴殿より提出された計画書に基づき実施すること。
3. 汚染・事故がないように留意し、その他家畜防疫官の指示に従うこと。

処分取消の訴えは、処分の通知を受けた日から6ヶ月以内において国(訴訟において国を代表する者は法務大臣)を被告として提起しなければなりません。なお、処分の通知から6ヶ月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消の訴えを提起することができなくなります。

農林水産省動物検疫所
家畜防疫官 [REDACTED]

【搬出前】

申請者より**指示書**を入手

【搬出時】

申請番号、種類、数量等の貨物情報を確認し、焼却・返送の為に搬出する貨物が正しいか確認

滅却(廃棄)承認申請書等により、税関の滅却承認を受けていることを確認

指示書及び返送・焼却時の関係書類は**2年間保管**

12. 焼却または返送貨物の適切な管理

処分までの間、毎月10日に保管状況を報告

※10日が閉庁日の場合は直後の開庁日
(下記報告書を管轄の動物検疫所までFAX)

コース番号	保税コード

不合格品保管状況確認報告書

	申請番号	仕出国	品名	梱包数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※1) 1申請につき1欄を使用

※2) 品名については可能な限り具体名を記載(例:ネギマ串、唐揚げ、冷蔵豚肉、冷凍牛肉)

※3) 本体から分割された不合格貨物の場合、分割後の申請番号を記載

上記の貨物につきまして、動物検疫終了後、作業手順書に基づき庫内から搬出することなく保管していることを報告します。

年 月 日

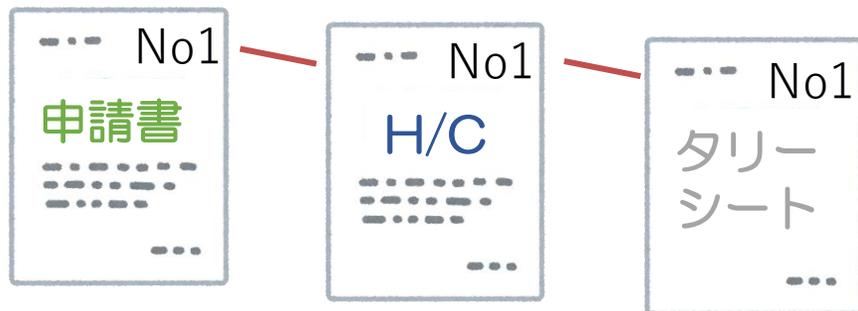
指定検査場所名:

連絡先(TEL):

担当者:

保管書類について(2年間保管)

輸出入畜産物 関係書類

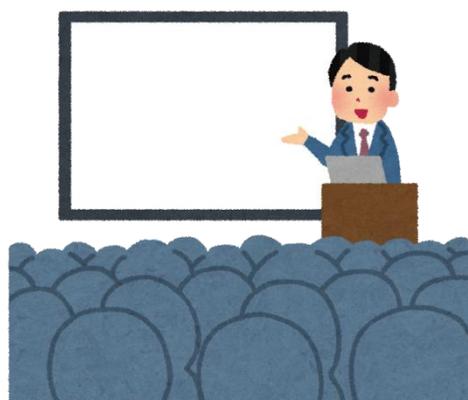


関連書類をセットで保管

- 申請書(輸出入)
- H/Cコピー
- タリーシート
- 指定検疫物票
- その他関係書類(I/V, P/L等)

コンテナ、シール、4点確認の結果等
ISSの根拠となる記録を残す！

講習会への参加と社内伝達、教育訓練の記録



動物検疫所の実務講習会



伝達講習の実施
配布資料の回覧

- 実務講習会 参加記録
 - // 配布資料
 - 社内伝達講習・教育訓練の記録
- 開催日、講師、参加者の記録を残す！

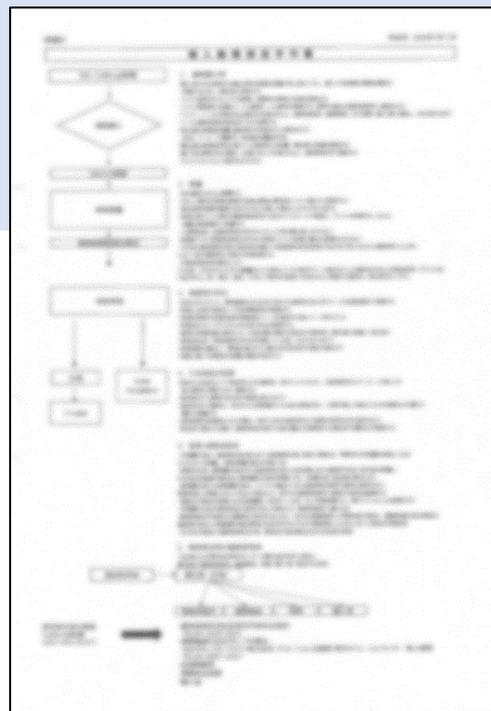
人事異動時

- 担当者変更の届出
- 教育訓練(動物検疫業務の講習)

手順書について

検査場所は必ず以下の事項について 規定した手順書を作成し、関係者に周知・理解させること

- 管理責任体制
- 貨物管理体制
- 通報体制
- 教育訓練体制
- 検査時の補助等



The table has a title at the top and is organized into several columns. The first column contains a list of items or steps. The second column contains corresponding descriptions or actions. The table is filled with Japanese text, providing a structured overview of the procedures or requirements.

新任者の方へ

- ☑手順書を熟読し、内容を遵守する
- ☑不明点は分からないままにしない
- ☑講習会・勉強会に積極的に参加する

問い合わせ窓口

動物検疫所検疫部畜産物検疫課

TEL:045-201-9478

FAX:045-212-4623

e-mail:aqs.yokchiku@maff.go.jp

川崎出張所

TEL:044-287-7412

FAX:044-287-7413

e-mail:aqs.kws@maff.go.jp

東京出張所

TEL:03-3529-3021

FAX:03-3529-3025

e-mail:aqs.tyo@maff.go.jp